

# 【事例研究】調査票使用承認申請不承認処分取消請求訴訟

## 統計の真実性と社会の発展を求めて

会員 土井 香苗

### ■ 「公益性」があるのは行政のみか？

統計法——あまり聞き慣れない法律かもしれないが、終戦直後の1947年に制定され、いわゆる国勢調査など、政府や地方公共団体が行なう統計調査について定めている。

実は、戦時中、真実に反する統計が、国民の目を欺き、戦争に突き進ませた。「戦時中は、統計結果の公表が差し控えられ、その利用は極めて限られた範囲にしかなされていなかった。このことが、日本の統計の発達を阻み、国力の実態を国民の目からかくし、国民をして戦争への路を暴進せしめ、敗戦へ急転直下せしめた主因をなしたということもできよう」（総理府統計職員養成所編纂「統計行政」95頁）。

この痛烈な反省にたって、「統計の真実性を確保する」という理念のもとに、現行統計法が制定されたのである。

しかし、戦後半世紀を経て、政府は、統計法に関する政府解釈をだんだんと変遷させ、情報を政府の独占

物としてきた。そして、現在では、行政関係者以外には（つまり民間には）統計調査により得られた調査票データを使用させないという基準を作っている。行政関係者のみに使用を認める理由は、行政のみに「公益性」があるからだという。

ところで、家計調査は、統計法に基づく統計調査の1つである。各家庭において「家計簿」を作成してもらうという内容だ。被調査者には家計簿作成という膨大な作業負担がかかるが、その結果、世界に類のない詳細な情報となっている。そして、総務省は、この情報を、特定の個人を識別できる情報を除いた形で匿名の電磁的記録（実際にはMO）として保管している。しかし、残念ながら、この世界に比類ない家計調査は、総務省のデータ独占と画一的な処理方法ゆえに、その有用性に批判の目が向けられてしまっているのだ。

ある民間マーケティングリサーチ会社（以下、仮にJ会社とよぶ）は、この家計調査の匿名調査票データをもとに、独自の統計処理を行ない、その分析を通じて混迷する日本経済の原因を解明しようと考えた。これ

は、現在軽視されつつある家計調査に新たな息吹を吹き込む調査でもあった。そこで、総務大臣に対して家計調査のこの匿名の調査票データの使用承認を求めたのであるが、総務大臣は「民間会社」＝「公益性がない」ことを理由に使用を承認しなかったので、総務大臣による当該処分の取消しを求めて提訴した。

## ■問題の所在

統計法14条は、家計調査等について、統計調査の結果知られた秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならないと定めている。

それを受け、統計法は、15条1項で、「何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない」と定め、目的外使用を原則として禁止している。しかし、同条2項は「前項の規定は、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない」と定め、目的外使用の承認を定めているのである。

総務省が、この目的外使用承認の要件の1つとして要求しているのが「公益性」である。しかも、この「公益性」の存否を、行政関係者か民間かという形式的基準によっている。そこで、J会社の堪忍袋の緒が切れたのである。

## ■諸外国での匿名データの扱い

このようなマイクロデータ（調査原票から地域区分や世帯番号等の情報を除くなどの処理を施すことで個人の識別を不可能にしたデータを「マイクロデータ」とよぶ）は、米国やカナダ、韓国などがCD-ROMで提供しているほか、主要先進国で研究者らに提供されている。

日本でも、1980年代からマイクロデータの民間活用の必要性に対する認識が深まり、統計学者をはじめとする多くの研究者はもちろん、経済団体連合会等各界からも民間活用の要請がでている。1995年には統計審議会もマイクロデータの民間への提供の検討を提案したほか、現行の「公益性＝官」という厳しい目的外使用承認の基準を見直して調査票データを積極的に活用

することを提案している。

しかし、それから9年が過ぎた現在になっても、何の改善もなされていない。日本の「遅れぶり」はとどまるところを知らないようである。

しかし、統計調査の名目で集められた情報が国民の共有財産であることは論を待たない。こうした情報の政府による独占を放置すれば、日本の経済・社会の発展の妨げになるだけでなく、結局は、先の大戦に突き進んだように、国民の目を眞実からそらすことになるのではないか…。

しかし、多くのシンクタンクやリサーチ会社は、官の仕事を受注している関係から、政府の情報独占に対して、声を大にして批判することができていなかった。よって、本件訴訟は、筆者の知るかぎり、匿名調査票データの目的外使用承認申請の不承認処分の取消しを求めた、日本ではじめての裁判なのである。

## ■論点

論点は至ってシンプルであり、概ね、J会社による消費実態の再統計・分析という研究が、統計法15条1項の「統計上の目的」に該当するか（該当するならば、そもそも目的外使用ではないので、使用が認められる）。仮に、「統計上の目的」に該当しないとしても、承認基準の官民格差には全く合理性がなく、平等原則違反ではないか。そして、本件不承認処分が、知る権利を侵害するか、である。

総務大臣は、J会社による研究は、目的外の使用に該当し、かつ、J会社は民間ゆえ公益性がないので、これを拒絶したことは裁量の範囲内（行訴法30条）で違法とはいえないと主張している。

## ■官による情報独占を打破するために

行政裁量について、裁判所の判断が行政よりだと批判されているところである。しかし、官による情報独占を破り、統計の眞実性と社会のさらなる発展を実現するために、官に対する訴訟提起を辞さない民間人のチャレンジの積み重ねこそ、求められていると思う。